

人 委 第 117 号
令和 7 年 2 月 13 日

神奈川県議会議長 柳下 剛 殿

神奈川県人事委員会委員長 小池 治
(公 印 省 略)

条例案に対する意見について（回答）

令和 7 年 2 月 12 日付け神議第 2041 号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

定県第 23 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例のうち、

職員の分限に関する条例の一部改正

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正

職員の退職手当に関する条例の一部改正

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正

学校職員の給与等に関する条例の一部改正

に関する部分

（理由）

この条例案は、刑法の一部改正により、刑の種類のうち懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、職員の分限に関する条例等について所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第 31 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

（理由）

この条例案は、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の取扱いを見直すなど、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第33号議案 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例

(理由)

この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第34号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(理由)

この条例案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、子の看護休暇の取得事由を拡大するなど、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

定県第35号議案 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

定県第36号議案 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例のうち、企業職員に関する部分を除く部分

(理由)

これらの条例案のうち、企業職員に関する部分を除く部分は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先

定県第23・31・33・35・36号議案に関すること

給与公平課給与グループ

電話 045-651-3252

定県第23・34号議案に関すること

給与公平課公平グループ

電話 045-651-3253